

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第1章 総則	第1章 総則
<p>（委任関係の取扱い）</p> <p>2 - 1 通関業者が、輸出者、輸入者、限定申告者（<u>関税定率法（明治43年法律第54号）</u>その他<u>関税</u>に関する法令の規定により輸入の申告をする者の資格が限定されている場合における申告者をいう。以下この項において同じ。）等依頼者（以下「依頼者」という。）の代理人として通関業務を行う場合の委任関係については、次により取り扱う。</p> <p>各種の申告、申請等は、原則として依頼者の名を<u>もつて</u>行うこととし、通関業者が依頼者に代わって自己の名を<u>もつて</u>申告等をすることはできないものとするが、通関業者が代理人として申告書等に記名押印したときは依頼者の押印は要しない。</p> <p>通関業者が、代理手続をする場合には、必要がある場合を除き、別個に委任の事実を証する書類の提出は要しない。</p> <p>ただし、通関業者は法第22条第1項及び令第8条第2項第2号の規定により通関業務に關し、依頼者から依頼を受けたことを証する書類（包括的なものであっても差し支えない。）を保存しなければならない。</p> <p><u>限定申告者</u>であっても、通関業者による代理申告は、当然、認めて差し支えない（法律的には、限定申告者が商社等に貨物の輸入を依頼し、当該商社等が通関業者に通関手続を委任することによって復代理の関係が生じたものと解する。）この場合においては、輸入（納税）申告書等（<u>関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）</u>7 - 2の</p> <p>に規定する輸入（納税）申告書等をいう。以下同じ。）の輸入者の住所、氏名欄の上位に当該限定申告者の住所、氏名又は名称を記載するとともに、同欄の下位に当該商社等の住所、氏名又は名称をも記載し、当該商社等から通関手続の委任を受けた通関業者の住所、氏名又は名称を代理人住所、氏名欄に記載する。</p> <p>なお、この場合には、当該限定申告者と商社等の関係について、購入依頼書等の書類により確認することとする。</p> <p>（通関手続の範囲）</p> <p>2 - 2 法第2条第1号イにいう「通関手続」の範囲は、次による。</p> <p>本号イの（一）から（五）までに掲げる申告、申請等（以下この項において「輸</p>	<p>（委任関係の取扱い）</p> <p>2 - 1 通関業者が、輸出者、輸入者、限定申告者等依頼者（以下「依頼者」という。）の代理人として通関業務を行う場合の委任関係については、次により取り扱う。</p> <p>各種の申告、申請等は、原則として依頼者の名を<u>もつて</u>行うこととし、通関業者が依頼者に代わって自己の名を<u>もつて</u>申告等をすることはできないものとするが、通関業者が代理人として申告書等に記名押印したときは依頼者の押印は要しない。</p> <p>通関業者が、代理手続をする場合には、必要がある場合を除き、別個に委任の事実を証する書類の提出は要しない。</p> <p>ただし、通関業者は法第22条第1項（<u>記帳等</u>）及び令第8条第2項第2号（<u>書類の保存</u>）の規定により通関業務に關し、依頼者から依頼を受けたことを証する書類（包括的なものであっても差し支えない。）を保存しなければならない。</p> <p><u>関税定率法等</u>の規定により輸入申告者の資格が限定されている場合であっても、通関業者による代理申告は、当然認めて差し支えない（法律的には、限定申告者が商社等に貨物の輸入を依頼し、当該商社等が通関手続を委任することによって復代理の関係が生じたものと解する。）この場合においては、輸入（納税）申告書等（<u>関税法基本通達7 - 2</u> <u>通関業者による代理申告</u>）に規定する輸入（納税）申告書等をいう。以下同じ。）の輸入者の住所、氏名欄の上位に当該限定申告者の住所、氏名又は名称を記載するとともに、同欄の下位に当該商社等の住所、氏名又は名称をも記載し、当該商社等から通關手続の委任を受けた通關業者の住所、氏名又は名称を代理人住所、氏名欄に記載する。</p> <p>なお、この場合には、当該限定申告者と商社等の関係について、購入依頼書等の書類により確認することとする。</p> <p>（通關手續の範囲）</p> <p>2 - 2 法第2条第1号イ（<u>（定義）</u>）にいう「通關手續」の範囲は、次による。</p> <p>本号イの（一）から（五）までに掲げる申告、申請等（以下この項において「輸</p>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>出入申告等」という。)以外の手続(例えば、各種の関税の減免税関係手続、指定地外貨物検査許可申請(関税法(昭和29年法律第61号)第69条第2項に規定する許可の申請をいう。)開庁時間外の執務を求める届出(関税法第98条第1項の届出をいう。後記18-1において同じ。)等)であっても、<u>輸出入申告等と関連して、輸出入申告等からそれぞれの許可又は承認を得るまでの間に行われるものは通関手続に含まれる。</u></p>	<p>出入申告等」という。)以外の手続(例えば、各種の関税の減免税関係手続、指定地外貨物検査許可申請、臨時開庁承認申請等)であっても、<u>輸出入申告等と関連して、輸出入申告等からそれぞれの許可又は承認を得るまでの間に行われるものは通関手続に含まれる。</u></p>
<p>なお、<u>輸出入申告等以外の手続が、輸出入申告等の前又は許可又は承認の後にされる場合は、法第7条に規定する関連業務として通関業者による代理手続を認めることとする。</u></p> <p>輸入の許可後に行われる関税の確定及び納付に関する手続(例えば、輸入許可後の修正申告(関税法第7条の14第1項に規定する修正申告をいう。後記18-1及び18-2において同じ。)更正の請求(同法第7条の15第1項の規定による更正の請求をいう。後記18-1及び18-2において同じ。)特例申告(同法第7条の2第2項に規定する特例申告をいう。後記18-2において同じ。)等)は、通関手続に含むものとする。また、<u>輸出入申告等の許可又は承認の内容に変更を及ぼすこととなる手続(例えば、輸出許可後の船名、数量等変更申請手続)も通関手続に含まれる。</u></p>	<p>なお、<u>上記の各種の減免税関係手続、臨時開庁承認申請等が、輸出入申告等の前又は許可又は承認の後にされる場合は、法第7条((関連業務))に規定する関連業務として通関業者による代理手続を認めることとする。</u></p> <p>輸入の許可後に行われる関税の確定及び納付に関する手続(例えば、輸入許可後の修正申告(関税法(昭和29年法律第61号)第7条の14第1項((修正申告))に規定する修正申告をいう。後記18-1(通関業務の料金)及び18-2(料金表を適用しない手続)において同じ。)更正の請求(同法第7条の15第1項((更正の請求))の規定による更正の請求をいう。後記18-1(通関業務の料金)及び18-2(料金表を適用しない手続)において同じ。)特例申告(同法第7条の2第2項((申告の特例))に規定する特例申告をいう。後記18-2(料金表を適用しない手続)において同じ。)等)は、通関手続に含むものとする。また、<u>輸出入申告等の許可又は承認の内容に変更を及ぼすこととなる手続(例えば、輸出許可後の船名、数量等変更申請手続)も通関手続に含まれる。</u></p>

第2章 通関業

第1節 許可

(「人的構成に照らし」の意義等)

5-2 法第5条第2号の適用については、次による。

「人的構成に照らし」とは、許可申請者(法人である場合には、その役員)及び通関士その他の従業者全体の人的資質に関する評価をいうほか、全体として、組織体制が確立しているかどうかの評価をも含む。

「適正に遂行することができる能力を有する」とは、次の各号に該当するような場合をいう。

イ 許可申請者(法人である場合には、その役員)及び通關士その他の従業者の人的資質が優れている(例えば、過去に法及び関税法その他関税に關

第2章 通關業

第1節 許可

(「人的構成に照らし」の意義等)

5-2 法第5条第2号((許可の基準))の適用については、次による。

及び (同左)

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>する法令の違反がないなど法令遵守の意識が高い）こと。</p> <p>□ 許可申請者（法人である場合には、その役員）及び通関士その他の従業者が通関業に関し十分な知識（例えば、法及び関税法その他関税に関する法令に関する知識）及び経験（例えば、通関士又は従業者として通関書類等の作成や法第14条の通関士の審査等の実務経験）を有していること。</p> <p>ハ 管理監督体制が確立している（例えば、法令遵守のための社内管理規則を整備している）こと。</p> <p>二 通関業務の種類及び量並びに通関士その他の従業者の通関業務経験年数に照らし、通關士その他の従業者の配置が適切に行われていること。</p> <p>上記 ハに規定する「法令遵守のための社内管理規則」とは、例えば次の事項を参考として、許可申請者の実情に応じて法その他の法令の規定を遵守し通關業務を適正に遂行するために必要な事項が記載されたものという（後記38-1において単に「社内管理規則」という。）。</p> <p>イ 目的等</p> <p>(1) 社内管理規則は、通關業務を適正に遂行するため、必要な措置を定めるために制定するものであることを定める。</p> <p>(2) 適正な通關業務を遂行するための基本方針及び適用範囲を定める。</p> <p>□ 社内体制の構築</p> <p>(1) 適正な通關業務を遂行するための責任体制を明確化するため、通關業務に係る社内体制、具体的な業務の内容、責任者及びその責任の範囲等を定める。</p> <p>(2) 社内管理規則に関する事項を総括する組織（以下「コンプライアンス委員会等」という。）の設置について定める。</p> <p>ハ 通關手続</p> <p>適正な通關手続を行うため、通關書類の作成に際しての手法、手順及び留意すべき事項等を定める。</p> <p>二 監査</p> <p>コンプライアンス委員会等による定期的かつ継続的な監査体制を確立し、監査事項及び手順並びに監査結果に関する対応措置等を定める。</p> <p>ホ 教育及び訓練</p> <p>従業者（通關士を含む。）が常に高いコンプライアンス意識と通關業務に係る専門的知識を習得及び維持するため必要な教育及び訓練の実施方法等を定める。</p> <p>ヘ 書類の保存</p>	<p>上記 ハに規定する「法令遵守のための社内管理規則」とは、例えば次の事項を参考として、許可申請者の実情に応じて法その他の法令の規定を遵守し通關業務を適正に遂行するために必要な事項が記載されたものという（後記38-1において単に「社内管理規則」という。）。</p> <p>イ～ホ（同左）</p> <p>ヘ 書類の保存</p>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>法第22条第1項の規定に基づく通関業務に関する書類の他、通関業務が適正に遂行されていることを監査するうえで保存を要する書類及びその保存方法等を定める。</p> <p>ト 顧客及び貨物管理者との関係 顧客及び貨物管理者（以下「顧客等」という。）との適正な関係を保持するため、顧客等の情報、通関依頼の内容等の把握及びその情報の管理方法等を定める。</p> <p>チ 税関との関係等 税関への通報体制及び税関の審査・検査への対応方法等を定める。</p> <p>リ 報告及び危機管理 事故発生時の社内における報告・連絡体制（危機管理体制）及びその対応方法等を定める。</p> <p>ヌ 処分 従業者について、法令、社内管理規則に違反があつた場合の処分について定める。</p> <p>ル その他業務手順等の具体的規則の整備 通関業務を適正に遂行するための業務手順書の整備等、必要な事項を定める。</p> <p>「十分な社会的信用を有する」とは、申請者（法人にあつては代表者及び役員等）に社会的非難を受ける理由がなく、利用者の利益に重要な影響をもつ通関業務の担当者としてふさわしい者であることをいい、その取扱いは次による。</p> <p>イ 次に掲げる者は、「十分な社会的信用を有する者」には含まれないものとする。</p> <p>(1) 法第6条第3号から第5号までに掲げる処罰又は処分を受けるに至らないが、現に当該処罰若しくは処分のための関係機関による犯罪捜査若しくは犯則調査を受けている者又は起訴された者等で社会的非難を受ける違反行為をしたことにつき、相当の疑いがある者。</p> <p>(II) 他の行政庁による行政処分を受けるには至らないが、現に当該行政庁による当該処分のための調査（上記(1)に規定する犯則調査を除く。以下この項において同じ。）を受けており、その結果を受けて、法第34条第1項に規定する監督処分を行う必要があると思料される者。この場合においては、当該調査の対象となった違反行為と通関業務との関連性の程度、当該違反行為の社会的影響等を慎重に考慮すること。</p>	<p>法第22条第1項(<u>記帳、届出、報告等</u>)の規定に基づく通関業務に関する書類の他、通関業務が適正に遂行されていることを監査するうえで保存を要する書類及びその保存方法等を定める。</p> <p>ト～リ（同左）</p> <p>ヌ 処分 従業者について、法令、社内管理規則に違反があつた場合の処分について定める。</p> <p>ル（同左）</p> <p>「十分な社会的信用を有する」とは、申請者（法人にあつては代表者及び役員等）に社会的非難を受ける理由がなく、利用者の利益に重要な影響をもつ通関業務の担当者としてふさわしいものであることをいう。したがつて、法第6条第3号から第5号(<u>欠格事由</u>)に掲げる処罰又は処分を受けるに至らないが、現に取調べ中の者又は起訴された者等で社会的非難を受ける違反行為をしたことにつき、相当の疑いがあるものは、社会的信用を有しないものに含まれる。</p>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>□ <u>申請者が次に掲げる者である場合には、「十分な社会的信用を有する者」に含まれるものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p>(Ⅰ) <u>過去3年以内に行政庁による行政処分を受けている者であって、当該処分に係る違反行為と通関業務との関連性がなく、かつ、当該違反行為を防止するため必要な措置を講じていることが確認できた者。</u></p> <p>(Ⅱ) <u>違反行為の疑いにつき現に行政庁の調査を受けている者であって、当該調査の内容及び調査の対象となった違反行為の内容から通関業務との関連性ないと認められる者（ただし、この場合において、当該調査の結果によっては、業務の改善に必要な措置を講じることが必要となる。）。</u></p> <p>第4章 通関業者の責任</p> <p>（審査委員の選定委嘱）</p> <p>39-1 法第39条に規定する審査委員の委嘱は、次により行う。</p> <p>審査委員は、原則として一般学識経験者（通関業者（法人の場合にあっては、その役員、通関士その他の従業者）並びに通関業界及び貿易業界の関係者を除く。）から3名以内を選定し、委嘱する。</p> <p>委員の委嘱は、処分事例が発生し、意見を聞く必要が生じた都度行うものとするが、運用の円滑適正を図るため、最初の委嘱を行う際にあらかじめ年度内を通じての委嘱についての了承を得ておくものとする。ただし、審査委員が被処分者と同一系列の企業に属する等処分事例と密接な関係を有する等の場合には、委嘱換えを行うものとする。</p>	<p>第4章 通関業者の責任</p> <p>（審査委員の選定委嘱）</p> <p>39-1 法第39条((審査委員))に規定する審査委員の委嘱は、次により行う。</p> <p>審査委員は、原則として<u>通関業界、貿易業界及び一般学識経験者（通関業者（法人の場合にあっては、その役員、通關士その他の従業者）を除く。）</u>から3名以内を選定し、委嘱する。</p> <p>（同左）</p>